

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 植木鉢の土は、廃棄物？
2 住んでいたアパートが火事になった



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は、産業廃棄物処理業と一般廃棄物処理業の両方の許可を有しているが、一般家庭や事務所などから、植木鉢の土を処分して欲しいと依頼されることがあり、植木鉢の土は廃棄物処理法の廃棄物に該当するのかわせてほしい。廃棄物に該当するとすれば、一般廃棄物なのか、産業廃棄物に該当する場合は、種類は何になるのか。また、処分するにあたり留意すべき事項は何か。

(回答 1)

植木鉢の土は土であり、本県の場合、廃棄物処理法での廃棄物には該当させておりませんので、廃棄物処理法は、適用されません。従いまして、処理をするにあたり廃棄物処理法の許可は必要ありません。通常の商行為として、土の処分を行うことになります。くれぐれも、処理するにあたり、周辺環境に影響を与えないこと、苦情が出ないことなど、きちんと適正に処分してください。

(照会 2)

住んでいたアパートが火災に遭い、大家さんから燃えてしまった私物を撤去するよう要請された。どうしたらよいか。それなりの量があり、一人では対応できない誰にお願いしたらよいか。

(回答 2)

廃棄物を適正に処分するために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」があり、廃棄物は事業活動に伴って発生したもので一部を産業廃棄物、それ以外は一般廃棄物に分かれており、産業廃棄物は排出事業者が、一般廃棄物は市町村が処理することになっております。従いまして、お尋ねの火災により発生した燃え殻は産業廃棄物には該当せず一般廃棄物になりますので、市町村の処理施設で処分することになります。また、片付けを依頼する相手ですが、市町村の清掃担当課に確認し、一般廃棄物の処理の許可業者を教えてください、その方をお願いすると思います。まれに市町村によっては委託で事業を実施し、許可業者がない場合がありますがその場合は、あなた自身が立ち会って収集すれば、だれにお願いしても問題ないと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(8月10日現在、11件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認 (契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認 (適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認 (処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。